

BSEに関する特定家畜伝染病防疫指針の変更に係る 都道府県からの主な意見について（抜粋）

第2 発生時に備えた事前の準備

2 都道府県の取組

（4）において、個別農家ごとに焼却施設の利用の可否に関する情報を把握する必要はないのではないか。また、（5）において、焼却施設を事前にリストアップする目的を記載していただきたい。

→疑似患畜が多数確認された場合、家畜保健衛生所等に設置された焼却施設以外の焼却施設を利用する可能性があります。このため、利用の可否を事前に確認しておく必要があると考えています。しかしながら、農家ごとに確認する必要性は低いと考えられるため、（4）の「、焼却施設の利用の可否」を削除し、（5）における記述を「BSEの患畜や疑似患畜が多数確認される場合等を想定し、あらかじめ焼却施設のリストアップを行い」に修正します。

第3 BSE監視のための検査

1 死亡牛検査並びに異常牛の発見及び検査の実施等

（1）死亡牛検査及びその結果の報告

死亡牛検査について、日本では十分なBSE対策が講じられているため、死亡牛の届出が不要とされる牛については、検査の対象外でもよいのではないか。

→科学的知見や国際基準等を踏まえ、48 か月齢以上の死亡牛に加え、月齢とは関係なく、BSEの症状に矛盾しない症状を呈した牛を可能な限り検査対象とする必要があると考えています。

48 か月未満の死亡牛で生前に特定臨床症状を呈していた（可能性が高い）ものはBSE検査対象とするとあるが、類症鑑別において他の疾病と診断された場合も現行通りBSE検査対象とするのか。（ヘモフィルス・ソムナス感染症、大脳皮質壊死症等と診断しても特定臨床症状（の可能性）があればBSE検査は実施する、という解釈でよいか。）

→月齢にかかわらず、ヒストフィルス・ソムニ感染症、リステリア症、大脳皮質壊死症、脳炎、脳脊髄炎、神経症及び下垂体腫瘍であると疑われた又は確定診断された牛であって、進行性の中樞神経症状を呈していた又はその可能性が高い牛については、検査対象に含まれるものと考えています。なお、これら運用の詳細については、消費・安全局長が定める「留意事項」において、記載することとしています。

(2) 異常牛の発見及び検査の実施

ア 牛の所有者等から通報を受けたときの対応

「動物衛生課に状況を報告する」を変更してほしい。具体的には、動物衛生課への報告は、家畜防疫員が臨床症状を確認した後に報告するよう変更していただきたい。

→本病の疫学的特性から、家畜防疫員の確認後のイの（ウ）において家畜防疫員が臨床症状を確認した後に報告されることで、対応が可能と考えます。このため、（2）のアの「とともに、動物衛生課に状況を報告する」を割愛します。

治療に反応せず、次のいずれかの行動とあるが、例示されている行動は牛の性格等その他の要因でも認められる行動である。このことから、例示は異常な病的行動として認められた場合と解釈してよいか。

→これらの所見は、BSEに認められる行動の変化を示したものです。したがって、質問のとおり、過去に経験が無いような病的で進行性のある変化として認められる場合が該当します。

イ 都道府県による臨床検査等

（イ）の「過去」について、飼料に係る帳簿及び診療カルテの保存期間が8年間であることから、「疫学調査を行い過去最低8年間」と具体的に示して欲しい。

→保存期限を越えていても、資料が存在する場合や、飼料に係る帳簿及び診療カルテ以外の資料で確認可能な場合も想定されます。可能な限り調査を行う必要があると考えられますので、原文どおりとしたいと考えています。

(4) 動物衛生研究所による確定検査の陽性判定に備えた準備

ウの「検査を実施している牛の農場以外」には、他の都道府県だけでなく、同じ都道府県の場合もあるため、「ウ 検査を実施している牛の農場以外においても、疑似患者となる可能性がある牛が特定された場合には、当該牛の移動を自粛するよう指導するとともに、他の都道府県で当該牛が飼育されている場合は、その農場が所在する都道府県畜産主務課に連絡し、連絡を受けた都道府県畜産主務課は、当該牛の移動を自粛するよう指導」に変更した方が適切ではないか。

→御指摘のとおりですので、修正します。

2 厚生労働省による検査

(1) スクリーニング検査

アの(イ)の「当該牛から生産されたもの」のうち、除外するものを明示して欲しい。

→除外するものとしては、と畜場法施行令に規定されると畜検査前に、都道府県知事の許可を受けた上で、と畜場外へ持ち出すことが可能な物品（牛の改良増殖（学術研究の用に供する場合を含む。）のための卵巣、皮革用の皮等）を想定しています。

「当該牛から生産されたものがと畜場外に搬出されていないことの確認、又はと畜場法に基づき、検査前にと畜場外に持ち出されているものがある場合は、その所在を確認する。」に修正します。

第4 病性の判定

2 疑似患畜の判定

(2) 疑似患畜

「陽性とも陰性とも判定できず」とあるが、判定できない場合とはどのようなケースを指すのか、明確にして欲しい。

→過去に、免疫組織化学的検査では陰性となったがウエスタンブロット法で陰性と判断するに至らなかった事例があり、疑似患畜として扱った経緯があるため、今回の指針案の中にもこのようなケースを想定し、原案のような記載ぶりとしています。

第6 発生農場等における防疫措置

4 汚染物品の処理

(1)の「汚染のおそれがある物品」について、汚染物品の範囲を明確化してほしい。

→事例ごとに異なると考えられるため、個別に対応する必要があると考えます。

◎全体的

非定型BSEと判定された場合、疑似患畜の範囲、発生農場における防疫措置、疫学情報の収集等は定型BSE発生と同様の対応を行うのか明確にして欲しい。

→非定型BSEについては、国際基準上も定型BSEの防疫措置との差は設けられていないことから、現時点では定型BSEと同様の防疫措置を講じる必要があると考えています。なお、実際に非定型BSEの発生があった場合、必要に応じて緊急防疫指針を策定し、防疫対応を行う事を規定しています。